

第36回長崎大学学長選考会議議事要旨

- 1 日 時 平成26年10月8日(水) 15:40～16:34
- 2 場 所 長崎大学事務局第3会議室
- 3 出席者 10名
矢野, 崎元, 宮脇, 森岡, 下川, 中山(浩次), 中山(守雄), 石松, 福永,
松坂の各委員
- 4 欠席者 4名
中村, 田上, 田井村, 小路の各委員
- 5 配付資料
 - (1) 長崎大学学長選考会議委員名簿 (資料1)
 - (2) 第35回長崎大学学長選考会議議事要旨 (資料2)
 - (3) 平成26年学長選考会議等日程 (資料3-1)
 - (4) 「求めるべき学長像」 (資料3-2)
 - (5) 学長選考に関する国立大学法人法の改正関係 (資料4-1)
 - (6) 学長選考に関する長崎大学の規則 (資料4-2)
 - (7) 国立大学法人法の改正に伴う本学の学長選考関係規則の見直し(案) (資料4-3)
 - (8) 本学の学長選考関係規則 (参考資料)

議事に先立ち、議長から、本日は10名の委員の出席があり、会議の成立要件(10名)を満たしている旨の説明があった。

次いで、議長から、資料1により、本年10月1日付けで新たに委員に就任した松坂委員の紹介があり、本人から挨拶があった。

6 議事要旨の確認について

議長から、平成26年7月18日開催の第35回長崎大学学長選考会議の議事要旨については、事前に案をお送りし御確認いただき、資料2のとおり確定している旨の報告があった。

7 議事

(1) 今回実施した学長選考手続きについて

議長及び総務企画課長から、資料3-1、資料3-2及び参考資料により、今年1月から7月にかけて実施した学長選考の経過等について説明があった後、今回の学長選考を振り返って、手続き等について改善すべき事項はないか意見を求めたところ、大要次のような意見があった。

- 学長選考会議は、今回の学長選考の前に2年間にわたり、学長選考会議が主体的に選考することや、学長候補者がたくさん出て学長選考が活性化されることを目標に議論し、規則を改正したところであるが、出てきた学長候補者が前回と同じで、選考内容も前回と同じように満場一致で決定したということになり、結果としては変わらなかったのではないか。
- 学長職は大変厳しい職責なので、学長になろうとする人が少ないのではないか。国立大学が法人化されて、経営センスも求められるので、そういった資質のある人は少ないのではないか。
- 理事、副学長等の執行部が20人近くいるようだが、現職の学長が学長候補者に立ったときに、その中から学長候補者が出てくるというのは現実的に難しいと思われる。たくさん候補者が出てくると制度を改善したつもりであるが、結果的にそうならなかったのは、そういう状況があったからではないか。学外委員が学外から候補者を立てる方法も考えられるが、これもまた現実的には難しい部分があると思われる。
- 学内意向投票では、医学系の有権者数が断然多いという現状があるので、他部局から候補者が出るのは難しいといった面があるのではないか。
- 学内意向投票については、このたびの国立大学法人法改正関係の文部科学省通知で、学長選考会議が主体的に選考を行う観点から、投票結果をそのまま選考結果に反映させるのは適切ではないとの見解が示されているので、今後は、医学系の有権者数が多いから選ばれるという構造はなくなってくるのではないか。
- 今回の学長選考では、学内から学長選考会議へ候補者の推薦があった後、学外委員が候補者を推薦できる期間があったので、そういう意味では学外委員の責任もかなりあるのではないか。次回の学長選考までに方策を検討していただきたい。
- 長崎大学の学長選考の特徴として、再任が何度でもできるので、任期が無制限ということがある。現職がよければ何期でも頑張れるので、対抗馬が出にくいといった面があるのではないか。
- 現職の学長が非常に優秀であることを認めた上で、それでも3期9年は長すぎるのではないかといった意見が学内にあるようである。学長の任期について、もう一度検討してもよいのではないか。
- 大企業では、社長の任期が2期4年と不文律にみたいに決まっているが、これが改革を進められない大きな原因になっている面がある。長崎大学はいま大きな改革時期であるので、強いリーダーシップのある人でも短期間では結果が出せないのではないかといった現実の問題もあると思う。

以上の意見を受けて、議長から、現行制度の中でも改善していくことは可能であり、また、

今回の本会議は来年1月に開催を予定しているので、それまでに各委員で考えを詰めていただきたい旨の検討依頼があった。

(2) 国立大学法人法の改正に伴う本学の学長選考関係規則の見直しについて

総務企画課長から、国立大学法人法の改正に伴う本学の学長選考関係規則の見直しについて次の資料により説明を行った後、議長から、国立大学法人法の改正法の施行日（平成27年4月1日）までに本学の関係規則を整備する必要があるが、本日の審議としては、事務局が作成した資料4-3の見直し案の方向性について意見を伺い、考え方を整理することとしたい旨の説明があり、大要次のような意見があった。

- ① 学長選考に関する国立大学法人法の改正関係（資料4-1）
- ② 学長選考に関する長崎大学の規則（資料4-2）
- ③ 国立大学法人法の改正に伴う本学の学長選考関係規則の見直し（案）（資料4-3）
- ④ 本学の学長選考関係規則（参考資料）

- 求めるべき学長像は、時代の変遷とともに変わっていくので、規則の中に学長に求められる資質・能力を固定して規定するのではなく、今回の学長選考で行ったように別の文書として作成することでよいのではないか。
- 質問状については、学長選考会議が第2次学長候補者を選出した後、抱負に関する質問状を送り回答を求め、当該質問状及び回答書を学内外に公表するというもので、面接の際に学長選考会議としても活用できるので非常に有難いことだと思う。
- 今回の学長選考スケジュールで考えると、第2次学長候補者の選出から面接までの期間が約1か月だったので、この期間で質問状を作成し、回答書の公表まで実施するとなると、かなり厳しい日程になる。
- 質問状については、義務の規定にするのではなく、することができる規定にして、学長選考会議で質問を実施するかしないか判断できるようにしてはどうか。
- 公表事項については、法改正により強く求められているので、案のとおり新たに一条を設けて、公表事項を明確にすることでよい。
- 学長の業務執行状況に関して恒常的に確認することについては、法改正に関する文部科学省通知の中で留意事項として求められているもので、これを学内規則に最大限に盛り込むとこうなるというのが事務局作成の案である。恒常的にというのは、学長選考会議を開催するたびに毎回という意味ではなく、毎年実施すれば恒常的ということになると解される。
- 学長の業務執行状況に関して監事の意見を聴取することについては、監事は業務監査を実施しており、学長を含め執行部の業務執行状況を評価して年1回報告書を出しているので、この報告書を基に監事と意見交換して、学長の職務状況を確認することになるのでは

ないか。

- 学長の業務執行状況に関する事項を審議事項に入れてしまうと絶対にやらないといけ
ない。学長選考会議が学長の業務執行状況を評価することについては違和感を感じる。
- 大学のガバナンス改革の推進について、本年2月に中央教育審議会大学分科会が出した
審議まとめには、「学長選考会議は、学長を選考するだけでなく、その結果についても責
任を負うべきであり、選考後においても監事と連携しながら、学長の職務状況を定期的
に確認していくことが求められる」旨の記載がある。
- 学長の業務執行状況について、監事の報告を受けるだけならよいが、これに評価を加
えるとなると大変である。
- 学長を解任する際には評価が必要であるが、恒常的に評価するとなると本当に大変であ
る。
- 学長の評価について、この学長選考会議規則で扱ってよいのか。学長の評価であれば、
もっと上位規則で扱うべきではないか。
- 学長の解任に係る申出に関する規則については、整備済みで、手を加えないということ
であるが、リーダーシップを強めたら、解任の規則を見直す必要もあるのではないか。

以上の意見を受けて、議長から、学長の業務執行状況に関する事項と学長の解任に関して
の方向性については保留することにして、他の事項については見直し案の方向性で概ね了承
することとしたい旨の提案があり、了承された。

(3) その他

ア 次回学長選考会議の開催について

議長から、次回の学長選考会議は平成27年1月22日（木）開催の経営協議会終了後
に開催予定である旨の説明があった。

(以上)